

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和5年度当初予算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当しましたので公表いたします。

令和5年3月

■ 歳入歳出予算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従来分）	184,506 千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	226,883 千円
		計	411,389 千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総額）	3,882,190 千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

単位：千円

社会保障施策区分	経費	財源					内訳	主な事業内容
		特定財源			一般財源	うち、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
		国・県支出金	町債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	736,154	497,534	0	8,823	229,797	20,133	障害者自立支援給付費、重度心身障害児者医療費等
	高齢者福祉事業	444,562	15,989	12,700	51,926	363,947	31,886	高齢者福祉施設管理費、在宅福祉事業等
	児童福祉事業	1,098,624	282,864	6,600	43,394	765,766	67,091	保育所（公立・私立・認定こども園）、乳幼児・児童医療費等
	母子福祉事業	26,991	5,837	0	239	20,915	1,833	母子保健事業、ひとり親家庭医療費等
	その他	6,201	2,816	0	156	3,229	283	町民館及び隣保館（管理・事業）費等
	小計	2,312,532	805,040	19,300	104,538	1,383,654	121,226	
社会保険	介護保険事業	454,663	42,541	0	7,504	404,618	35,450	介護保険特別会計繰出金
	国民健康保険事業	202,040	90,535	0	1,790	109,715	9,612	国民健康保険特別会計繰出金
	後期高齢者医療事業	477,088	94,808	0	4,227	378,053	33,122	後期高齢者医療特別会計繰出金等
	小計	1,133,791	227,884	0	13,521	892,386	78,184	
保健衛生	疾病予防対策事業	206,861	109,110	0	3,562	94,189	8,252	各種予防接種事業、健診事業等
	診療所管理運営事業	204,910	2,069	0	1,816	201,025	17,613	診療所特別会計繰出金
	医療提供体制確保事業	24,096	269	0	5,471	18,356	1,608	緊急医療病院群輪番制病院負担金、24時間電話相談等
	小計	435,867	111,448	0	10,849	313,570	27,473	
合計	3,882,190	1,144,372	19,300	128,908	2,589,610	226,883		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。